

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の背景と目的

### (1) 背景

我が国は、総人口が減少する中、2025年（令和7年）にはいわゆる団塊の世代が全員75歳以上となり、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）には、高齢者人口がピークを迎えます。

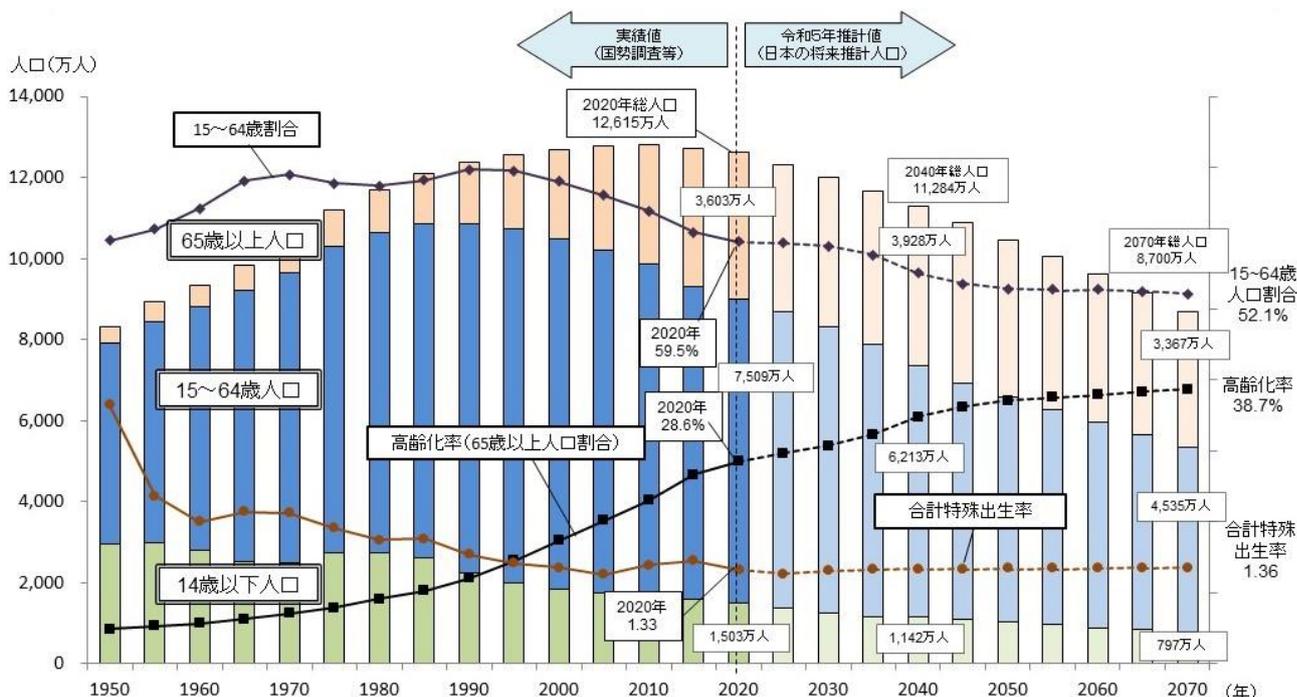
その後も、75歳以上人口は2055年（令和37年）まで、介護ニーズの高い85歳以上人口は2060年（令和42年）まで増加傾向が見込まれます。

また、高齢者の単身世帯及び高齢者夫婦のみの世帯（以下「高齢者単身世帯等」という。）の増加のほか、85歳以上人口の増加に伴い、認知症の人や認知機能が低下した高齢者（以下「認知症高齢者等」という。）の増加も見込まれています。なお、人口構成の変化や介護需要の動向は、地域ごとに異なってくるが見込まれています。

### (2) 目的

大村市高齢者保健福祉計画・第9期大村市介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）は、国が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）及び大村市高齢者保健福祉計画・第8期大村市介護保険事業計画（以下「第8期計画」という。）の検証に基づき、地域包括ケアシステム（44ページ参照）の深化・推進、介護人材確保を含めた介護サービス基盤の整備及び介護保険事業の安定的な運営を基本的な考え方として、高齢者の自立支援、介護予防及び重度化防止並びに地域共生社会（50ページ参照）の実現を目的として策定するものです。

【我が国の高齢者人口の予測】



（出所）2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）

## 2 法令等の根拠

第9期計画は、第5次大村市総合計画及び大村市地域福祉計画・大村市地域福祉活動計画を上位計画とし、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に定めるものです。

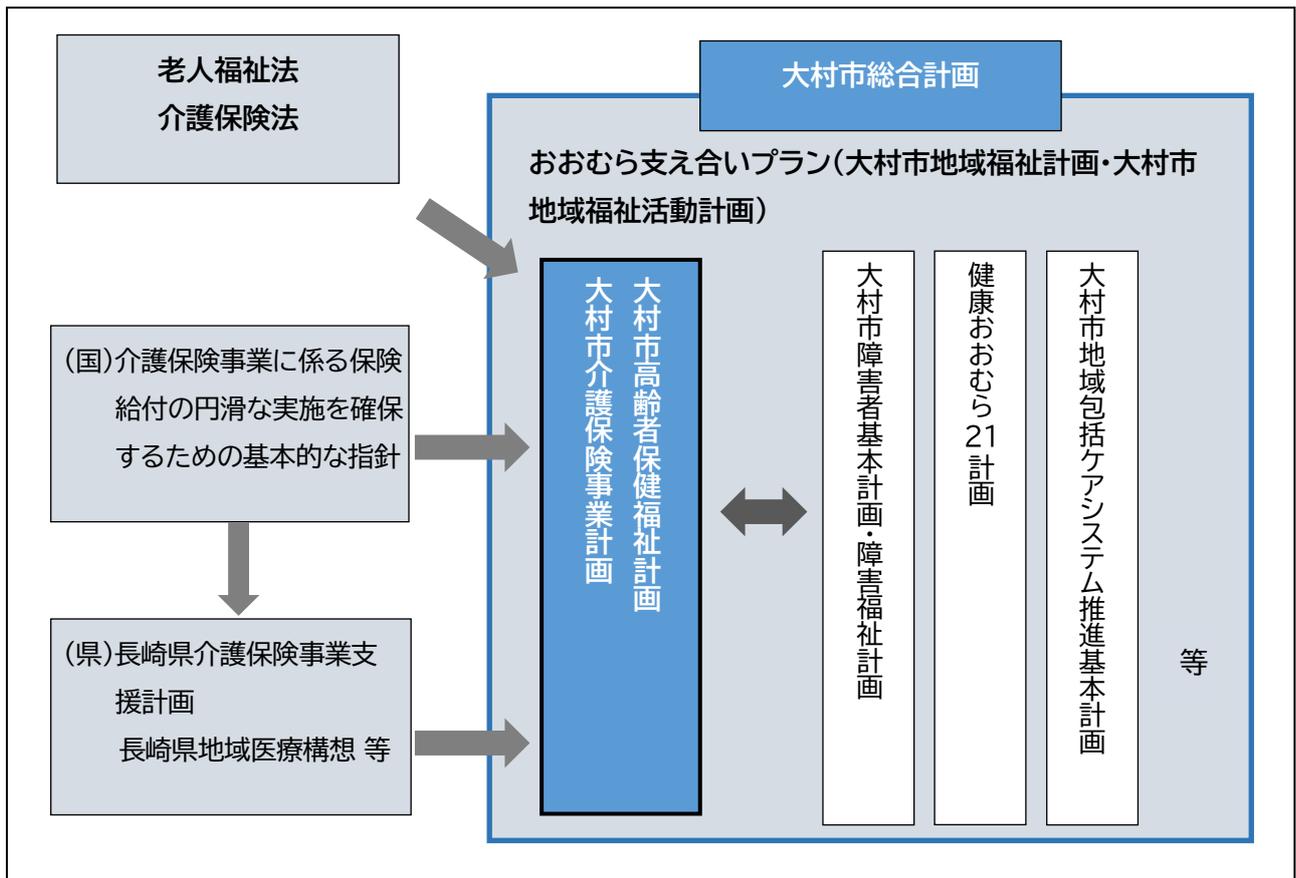
### ○老人福祉法（抜粋）

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

### ○介護保険法（抜粋）

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

### ■ 計画の位置づけ



### 3 基本指針のポイント

国は、令和6年度からの第9期市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成に資するよう基本指針を定めました。

市町村は、基本指針に則して3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定めることとされており、今回の基本指針のポイントとして、以下の3点が挙げられています。

- (1) 介護サービス基盤の計画的な整備
- (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
- (3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

### 4 第9期計画とSDGs

「SDGs」は2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された持続可能な世界を実現するための2030年（令和12年）までの世界の開発目標のことで、第9期計画の内容はSDGsの17の目標のうち、下記の目標に繋がるものです。

本市における持続可能なまちづくりに向けて、第9期計画の取組を推進します。

#### 【第9期計画の内容が繋がるSDGsの目標】



#### 3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



#### 4. 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



#### 8. 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



#### 11. 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



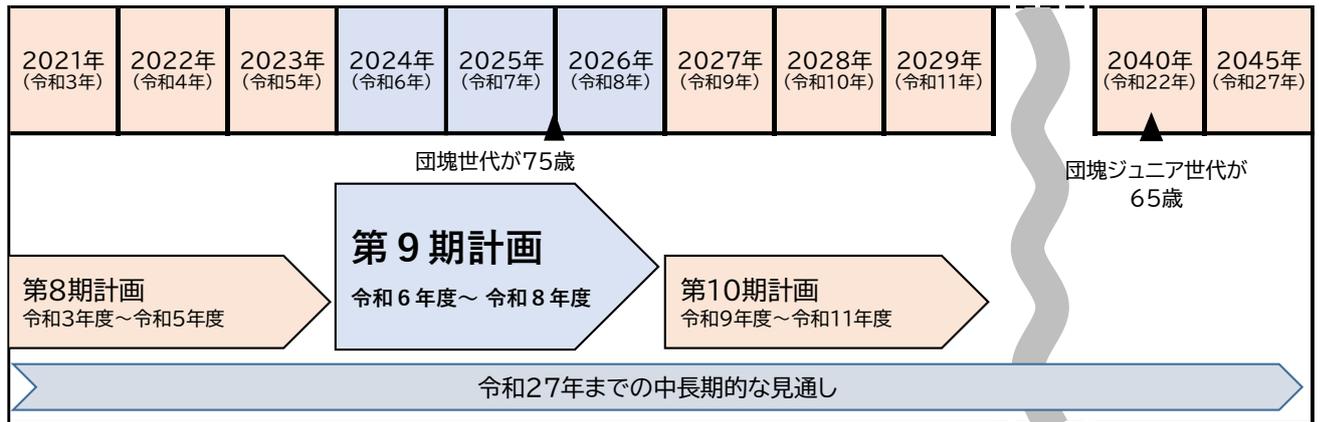
#### 17. パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

## 5 計画の期間

第9期計画は、基本指針、第8期計画の進捗状況、現状把握等に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として策定します。

また、第9期計画の期間中に2025年（令和7年）を迎えること、さらには本市においては、2040年（令和22年）以降においても高齢者人口の増加が見込まれることから、2045年（令和27年）を見据えて、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



## 6 計画の策定体制

第9期計画の策定に当たっては、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」及びパブリックコメントを通して市民の考え方を積極的に反映するよう努めるとともに、「大村市介護保険運営協議会」や「大村市地域包括支援センター運営協議会」において審議を行い、意見集約を図り、行政として多角的に検討を進めながら施策の方向性を取りまとめました。

